



釧路市の除雪計画をお知らせします



釧路市の除雪作業

釧路地域では、6ブロックごとに作業を管理する除雪センターを設置しています。また、阿寒地域、音別地域については各行政センター建設課および支所にて管理しています。除雪作業については、お住まいの地域の除雪センターまたは阿寒・音別建設課へお問い合わせください。除雪作業は協力業者の確保が大変重要な課題となっていますが、厳しい環境の中、今年度も建設業者および運輸業者等のご協力をいただいで除雪体制を組むことができました。冬の暮らしの安全・安心を確保するため、市民の皆さんにもご協力をお願いします。

■除雪計画の概要

除雪の出動基準は、各地域とも連続した降雪があり、10~15cmの積雪があることを目安にしていますが、地域の特性、風雪や地吹雪などの天候状況、路面状況等を総合的に判断し決定しています。車道は約1,130km、歩道は約539kmを対象に除雪します。1回の除雪費用は約6,000万円です。

■除雪センター開設時期

平成29年3月31日(金)までの午前9時~午後5時(土・日曜日、祝日を除く。除雪作業時は、この時間以外も開設)。

道路の滑り防止対策

坂道や踏切などのツルツル路面状況により、砂や凍結防止剤の散布を行います。この他に、砂箱や砂ステーションを市内各所に設置しています。

■砂箱(242カ所)

坂道の要所には砂箱を設置しています。車がスリップした場合等の緊急脱出用に使用するものです。持ち帰らないようお願いいたします。

■砂ステーション(17カ所)

凍結路面对策として、市民の皆さんに砂散布のご協力をお願いしています。砂袋が不足しているため、持参または再利用にご協力ください。

砂ステーション設置箇所

設置箇所	住所	設置箇所	住所
シルバー人材センター	弥生2-1-33	白樺ふれあい交流センター	白樺台2-1-1
消防第三分団	千歳町3-13	道路維持事業所	古川町28
緑ヶ岡公園駐車場	緑ヶ岡3-1-11	中部南地区除雪センター	治水町12
消防第十分団	武佐3-1-25	コアかがやき	愛国191-5511
興津会館	興津1-11-9	駅北口広場	若松町1
消防桜ヶ岡支署	桜ヶ岡4-3-30	西消防署	鳥取南4-4-22
釧路市春採支所	武佐1-3-4	消防大楽毛支署	大楽毛2-4-16
コア大空	益浦1-20-20	老健くしろ前	昭和190
愛国小学校	愛国西1-25地先		

※凍結防止のため、砂に塩化カルシウム剤を混合していますので、草木には使用できません。

地域	名称	所在地	電話番号
釧路地域	東部東地区除雪センター	益浦1-9	92-2376
	東部西地区除雪センター	貝塚3-4	44-4226
	中部北地区除雪センター	愛国191	39-0081
	中部南地区除雪センター	治水町12	32-0255
	西部東地区除雪センター	鳥取北6-1	55-7916
	西部西地区除雪センター	大楽毛186	60-5486
阿寒地域	阿寒建設課	阿寒町中央1-4-1	66-2121
	阿寒湖温泉支所	阿寒町阿寒湖温泉2-6-20	67-2505
音別地域	音別建設課	音別町本町中園1-134	01547-6-2231

▶「くしろ雪ガイド」は、11月中旬に全戸配布、ならびに公共施設に設置しています。また、市ホームページもご覧ください。



間口開けは各戸でお願いします

除雪する道路の延長が長く、一軒ずつ間口を開けながら除雪すると全ての作業を終えるまでに相当な時間がかかり、交通渋滞を招くおそれがあります。お手数ですが、ご自宅前の間口開けは、各自で行っていただきますようご協力をお願いします。

※間口とは、玄関前や車庫前のことです。

雪捨場について

市内8カ所に雪捨場を開設しましたのでご利用ください。

■開設期間 平成29年3月31日(金)までの予定です。雪捨場には、ごみは絶対に捨てないようお願いします。

地域	雪捨場	住所	開設時間
釧路地域	市ごみ最終処分場	高山30	午前9時~午後4時30分 (日曜日は午後0時30分まで)
	安原雪捨場	安原190-5(旧安原ごみ処分場跡地)	午前9時~午後4時
	大楽毛雪捨場	大楽毛北2-3・6・7・8	午前9時~午後5時
	西港臨海地区雪捨場	星が浦南6-2(星が浦9号公園)	
阿寒地域	湖畔スケートリンク場	阿寒町阿寒湖温泉5-7	午前9時~午後5時
	舌辛川左岸河川敷上流	阿寒町北新町2-25	
	舌辛川左岸河川敷下流	阿寒町中央2-18	
音別地域	森林組合東側	音別町共栄1-22	

※安原雪捨場は小規模のため大型車両は入場できません。ご了承ください。

除雪についての5つのお願い

除雪は市民の皆さんの協力が
必要です



①道路への雪出し禁止

各家庭や企業の敷地内や玄関先の雪を道路に出すのは禁止です。除雪効果が少なくなり、事故の原因にもなります。

道路交通法で規制されています!

②除雪後に残った玄関・車庫前の雪の処理はご家庭で

除雪後には玄関前などに必ず雪が残ってしまいます。除雪作業では玄関前などの除雪はできませんので各家庭の皆さんでお願いします。

③路上駐車はやめてください

路上に1台でも放置車両があると、その箇所の除雪ができなくなります。

車庫法で規制されています!

④歩道上に物を置かないでください

歩道は、子どもからお年寄りまでみんなが利用する道です。障害物件の放置で歩道の除雪が不十分となり、車道を歩かざるを得ないなど事故の原因にもなります。

⑤深夜の除雪作業にご理解を

交通等の支障を避けるため、交通量の少なくなる夜間や早朝に、除雪や排雪の作業を行うことがあります。騒音、震動でご迷惑をお掛けしますがご協力ください。

問合せ先 【市道】市道路維持事業所(☎24-3322)/阿寒建設課(☎66-2121)/音別建設課(☎01547-6-2231) 【国道】釧路開発建設部釧路道路事務所(☎41-8101) 【道道】釧路総合振興局釧路建設管理部事業課(☎23-1565) 【港湾道路】市港湾空港振興課(☎53-3371)

釧路地域 除雪情報ダイヤル(☎24-1717) 除雪開始時間や進行状況等を音声でお知らせします。